

賃金室長通知の抜粋と参考情報

以下に通知の抜粋をご紹介します。

- 令和4年度の広島県（地域別）最低賃金は、9月1日の官報公示をもって、10月1日より時間額930円（引上額31円）に改定されること。
「[最低賃金改定のお知らせ](#)」をご覧ください。
- 本改定によって、広島県最低賃金（時間額930円）が、特定最低賃金である「広島県各種商品小売業最低賃金」（時間額903円）及び「広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」（時間額924円）を上回ることから、両方の最低賃金の適用を受ける労働者については、金額が高い広島県最低賃金が適用されること（最低賃金法第6条第1項）。
「[広島県の最低賃金](#)」をご覧ください。
- 中小企業・小規模事業者が、事業場内最低賃金の引き上げ、生産性の向上に取り組んだ場合の支援策（助成金）については、9月1日より「原材料高騰により利益が減少した事業者」への特例拡大など制度が拡充されたこと。

- [厚生労働省 HP](#)（務改善助成金：中小企業・小規模事業者の生産性向上のための取組を支援）
[業務改善助成金（通常コース）のご案内](#)（リーフレット）
- [厚生労働省 HP](#)（業務改善助成金（特例コース））
[業務改善助成金（特例コース）のご案内](#)（リーフレット）

令和4年9月1日

各団体の長 殿

広島労働局労働基準部賃金室長

改定広島県最低賃金等に係る周知・広報について(協力をお願い)

最低賃金行政の推進につきましては、日頃より格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年度の広島県（地域別）最低賃金につきましては、本日の官報公示をもって、10月1日より時間額930円（引上額31円）に改定されることとなりました。

つきましては、「最低賃金改定のお知らせ」、「広島県の最低賃金」のチラシを送付しますので、関係者の皆さま方にご周知願いたく、貴職発行の広報誌やホームページ等への当該記事の掲載、あるいは各種会合の場でのチラシの配布による周知等、最低賃金改定に係る周知・広報につきまして、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます（広報誌への参考掲載例文を同封いたします。）

また、本改定によって、広島県最低賃金（時間額930円）が、特定最低賃金である「広島県各種商品小売業最低賃金」（時間額903円）及び「広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」（時間額924円）を上回ることから、両方の最低賃金の適用を受ける労働者については、金額が高い広島県最低賃金が適用されること（最低賃金法第6条第1項）についても、併せてご周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、中小企業・小規模事業者が、事業場内最低賃金の引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合の支援策（助成金）については、9月1日より「原材料高騰により利益が減少した事業者」への特例拡大など制度が拡充されましたので、同封の資料（「業務改善助成金（通常コース）のご案内」「業務改善助成金（特例コース）のご案内」）についても周知いただきますようお願い申し上げます。

最後に、広報誌、ホームページ等に当該記事をご掲載いただいた時は、誠に恐縮ではございますが、ご掲載いただいた記事の写し又は同掲載誌を1部、同封の返信用封筒又はファックスにて、下記まで、ご送付いただきますようお願い申し上げます。